

松江市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年8月30日制定

令和2年8月28日改正

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

松江市においては、平地と中山間地が混在しており、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっている。平地では、稲作を中心とした土地利用型農業が盛んなことから、農地中間管理事業を中心とした担い手への農地集積・集約化に取り組んでいく一方、中山間地では、担い手が少なく、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消、担い手の確保・育成に取り組む必要がある。よって、農地等の利用の最適化に向けた現場活動を効率・効果的に行うためには、地域ごとに活動計画を作成することが重要となる。

以上の観点から、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、法第7条第1項に基づき、松江市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和5年度末を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成28年度末)	4,624 ha	35.0 ha	0.76%
3年後の目標 (令和元年度末)	4,609 ha	25.6 ha	0.56%
改正時の現状 (令和元年度末)	4,597 ha	38.5 ha	0.84%
目 標 (令和5年度末)	4,589 ha	16.7 ha	0.36%

注：(A)は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した、同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農地法第30条第1項の規定による農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による農地の農業上の利用の意向についての調査（以下「利用意向調査」という。）の実施については、農業委員と推進委員のチーム制により実施する。それぞれの調査時期については、農水省通知「農地法の運用について」に基づき実施する。

なお、従来から行っていた違反転用の発生防止・早期発見等の農地パトロールについては、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、精査のうえ、非農地と判断したものは非農地通知を行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	農用地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成28年度末)	4, 5 0 5 ha	1, 1 7 2 ha	2 6 . 0 %
3年後の目標 (令和元年度末)	4, 6 1 8 ha	1, 9 2 6 ha	4 1 . 7 %
改正時の現状 (令和元年度末)	4, 5 0 9 ha	1, 3 2 7 ha	2 9 . 4 %
目 標 (令和5年度末)	4, 6 5 6 ha	2, 6 9 0 ha	5 7 . 8 %

注1：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、平成35年度末を目標としている。

注2：(A)については、農用地区域内農地面積とする。

担い手の育成・確保に関する目標

	担い手		
	認定農業者	認定新規就農者	集落営農法人
現 状 (平成28年度末)	108 経営体	12 経営体	12 団体
3年後の目標 (令和元年度末)	113 経営体	13 経営体	15 団体
改正時の現状 (令和元年度末)	106 経営体	12 経営体	17 団体
目 標 (令和5年度末)	120 経営体	18 経営体	20 団体

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」について

- 農業委員会は、地域農業の将来像を描く「人・農地プラン」についての各地域での話し合いに積極的に参画し、議論の促進を図る。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構、JA等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する農家の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の見直し、農地中間管理事業を中心とした効率・効果的な農地の集積・集約化を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた利用調整を行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整を推進する。

また、中山間地域等の農地の耕作条件が悪く、担い手が少ない又は担い手がない地域では、基盤整備事業の活用と併せて、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、市所管部と連携し、地域にあった取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） (平成28年度～累計)	新規参入者数（法人） (平成28年度～累計)
現 状 (平成28年度末)	1 人	1 法人
3年後の目標 (令和元年度末)	4 人	4 法人
改正時の現状 (令和元年度末)	5 人	2 法人
目 標 (令和5年度末)	8 人	8 法人

注：新規参入者（個人）は、親族以外から新たに農地等を確保し独立自営で就農した者。
新規参入者（法人）は、新たに農地等を確保し農業経営を開始した会社法人。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 島根県、島根県農業会議、全国農業会議所、農地中間管理機構、JA等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、必要に応じて個別面談や現地確認に参加する。

② 新規就農者への支援について

- 市等と連携し、就農に必要な農地や施設など、市から相談のあった内容について、就農希望者に対して情報提供などの支援を行う。

③ フォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者が円滑に地域に馴染めるよう、周辺の営農者との調整、融和を図り、継続的なフォローを行う。
- 担い手確保が困難な地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、参入の意向がある場合は、農地中間管理機構と連携し、地域との調整、地域活動への参画など、企業参入のサポートを行う。